



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
 - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可(但し、助成額は月割り交付となります)。
 - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739 72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

野焼は法律で禁止されています





健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

自立支援医療制度 (精神通院医療)

精神疾患のため通院して治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度があります。申請してこの制度が適用されると、精神疾患に関する通院治療のうち医療保険適用分について、自己負担が原則1割に軽減されます。有効期間は1年間で、利用を継続するには再申請の手続きが必要です。

※世帯の所得や疾病等に応じて、自己負担上限額があります。また、一定所得以上の場合には、対象外となる場合があります。

■対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患(てんかんを含む)を有する方
統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など

■対象となる医療

精神通院医療・デイケア・訪問看護・薬代等も対象となります。

但し、入院医療費は対象外となります。

■申請方法

以下の書類を健康推進課へご提出ください。

- ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・自立支援医療診断書(精神通院)
- ・医療保険証(受診者および受診者と同一の世帯に属する方の名前が記載されている医療保険証)
- ・世帯の所得状況が確認できる書類(町民税課税・非課税証明書等)

犬の飼い主の みなさまへ

犬の飼い主の方には、狂犬病予防法によって、次のことが義務づけられています。

1. 市区町村に登録すること

登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときに、まん延を防ぐ第一歩となります。

登録すると鑑札(かんさつ)が交付されます。

2. 犬に鑑札と注射済票を つけること

「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が狂犬病の予防注射をきちんと受けていることの証明になります。

3. 犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。

これらのことに違反した場合、20万円以下の罰金の対象となります。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。





●鑑札(かんさつ)



●注射済票

日高町の「鑑札」と「注射済票」